

平成 2 8 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 2 8 年 6 月 2 2 日

平成 2 8 年 6 月 2 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 2 2 日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開 会 ・ 会 期 の 決 定 ・ 提 案 理 由 説 明 ・ 全 員 協 議 会 ・ 合 同 常 任 委 員 会 	
6 月 2 3 日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議 案 審 議 (報 告 第 1 号 ~ 第 2 号、 承 認 第 2 号 ~ 第 1 4 号、 議 案 第 3 9 号 ~ 4 1 号、 同 意 第 2 号) ・ 発 議 第 2 号 ~ 第 6 号 ・ 組 合 議 会 報 告 ・ 陳 情 書 ・ 委 員 会 の 閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 	

提 出 議 案 等

(平成28年6月22日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|--|
| 報告第 1号 | 平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第 2号 | 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」 |
| 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」 |
| 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第6号)西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 8号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」 |
| 承認第 9号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について」 |
| 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第9号)西原村災害復興基金条例の制定について」 |

- 承認第 1 1 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 0 号) 平成 2 8 年度西原村一般会計補正予算(第 2 号)について」
- 承認第 1 2 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 1 号) 平成 2 8 年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)について」
- 承認第 1 3 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 2 号) 西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 1 4 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 3 号) 平成 2 8 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について」
- 議案第 3 9 号 平成 2 8 年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度西原村一般会計補正予算(第 3 号)について
- 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

(平成 2 8 年 6 月 2 3 日提出)

(議員提出議案)

- 発議第 2 号 熊本地震からの復興に関する決議(案)について
- 発議第 3 号 平成 2 8 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)の提出について
- 発議第 4 号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(案)の提出について
- 発議第 5 号 西原村復興対策特別委員会の設置について
- 発議第 6 号 西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

目 次

第1号（6月22日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（報告第1号～第2号・承認第2号～14号・議案第39号～第41号・同意第2号）	5
散 会	14

第2号（6月23日）

議事日程第2号	15
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 報告第 1号 平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	21
日程第 2 報告第 2号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	22
日程第 3 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」	23
日程第 4 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」	24
日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「（専第3号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」	25

日程第 6	承認第 5号	専決処分の報告及び承認について 「(専第4号)平成27年度西原村 国民健康保険特別会計補正予算(第 4号)について」……………	27
日程第 7	承認第 6号	専決処分の報告及び承認について 「(専第5号)西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」……………	29
日程第 8	承認第 7号	専決処分の報告及び承認について 「(専第6号)西原村消防団員の定 員、任免、給与、服務等に関する条 例の一部を改正する条例の制定につ いて」……………	30
日程第 9	承認第 8号	専決処分の報告及び承認について 「(専第7号)平成28年度西原村 一般会計補正予算(第1号)につい て」……………	32
日程第10	承認第 9号	専決処分の報告及び承認について 「(専第8号)平成28年度西原村 中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)について」……………	38
日程第11	承認第10号	専決処分の報告及び承認について 「(専第9号)西原村災害復興基金 条例の制定について」……………	39
日程第12	承認第11号	専決処分の報告及び承認について 「(専第10号)平成28年度西原 村一般会計補正予算(第2号)につ いて」……………	42
日程第13	承認第12号	専決処分の報告及び承認について 「(専第11号)平成28年度西原 村工業用水道事業会計補正予算(第 1号)について」……………	44
日程第14	承認第13号	専決処分の報告及び承認について 「(専第12号)西原村課設置条例 の一部を改正する条例の制定につい て」……………	46
日程第15	承認第14号	専決処分の報告及び承認について 「(専第13号)平成28年度西原 村中央簡易水道事業特別会計補正予	

		算（第2号）について」……………	47
日程第16	議案第39号	平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について……………	49
日程第17	議案第40号	西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
日程第18	議案第41号	平成28年度西原村一般会計補正予算（第3号）について……………	52
日程第19	同意第2号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……………	55
日程第20	発議第2号	熊本地震からの復興に関する決議（案）について……………	55
日程第21	発議第3号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）の提出について……………	57
日程第22	発議第4号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）の提出について……………	58
日程第23	発議第5号	西原村復興対策特別委員会の設置について……………	60
日程第24	発議第6号	西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	62
日程第25	組合議会報告	……………	64
		・阿蘇広域行政事務組合議会	
		・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会	
日程第26	陳情書について……………		66
日程第27	委員会の閉会中の継続調査申出……………		66
閉会	……………		67
署名	……………		69

第 1 号 (6 月 2 2 日)

平成28年第2回西原村議会定例会会議録

平成28年6月22日、平成28年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年6月22日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長提案理由説明（報告第1号～第2号・承認第2号～第14号、議案第39号～第41号・同意第2号）

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	堀田直孝君
産業課長	海東義朗君
住民課長	佐藤光弘君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）本日は第2回の定例会が招集されましたところ全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回西原村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、村上貞廣君、4番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月14日に行われました議会運営委員会で、本日22日より23日までの2日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日22日より23日までの2日間と決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成28年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には震災後において大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

既にご存じのとおり、4月14日21時26分、震度6弱の地震が発生し、追い打ちをかけるように28時間後の16日深夜1時25分、震度7の激震が発生しました。過去に例を見ない本震が後で発生し、全ての方が戸惑いと恐怖を感じられたことと思います。また、一昨日からの大雨においては、時間雨量110mmの豪雨となり、地震の影響もあり、土砂崩れ、農地や道路の崩落が発生し、地震災害に追い打ちをかける災害が発生しております。今後も梅雨末期の大雨に備えなければなりません、ゲリラ的な大雨が降らないことを祈るだけであります。

再度、2度の地震を振り返ってみますと、14日の夜の9時26分地震発生後、9時45分に災害対策本部を設置し、直後の46分には構造改善センターに避難所を開設し、河原小、山西小、中学校と順次避難所を開設させていただきました。当時は避難される方も多くはございませんでしたが、16日の本震では多くの家屋の倒壊等があり、各集落におきましても、9カ所の公民館等に避

難されています。当時、避難所が約3,000名、車中と合わせると約4,000名以上が避難されたと思われます。

その間、役場内は散乱しており、対策本部を山河の館の前に移し、16日の2時以降、役場職員も現地調査に回り、生き埋め情報や救出報告、心肺停止の確認など、まさに戦場の指令室のような緊張感漂う無線の交信でありました。夜も明け方になると被害状況が明らかになり、その甚大さに愕然といたしました。その結果、5名のとうとい命が奪われ、重傷者も含め56名の負傷者が被災され、残念無念の思いであります。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方に心よりお見舞いを申し上げます。

また、今回は建物被害が多く発生し、住家で全壊の約505棟を含む半壊以上は全体の45%の1,281棟となっています。特に被害の大きかった大切畑地区におきましては、倒壊家屋に9名の方が生き埋めとなりましたが、地元消防団と地域住民の懸命な救出活動で全員を助け出されています。この活躍には、昨年実施した発災対応型防災訓練で県、自衛隊、警察、消防などの関係機関が参加して、倒壊家屋からの救出訓練や村内全域での避難訓練、そして災害対策本部の設置等の訓練成果が役立ったと思っています。なお、消防団におきましては、4月15日から5月21日まで37日間で延べ4,349名が出勤しています。

また、全半壊した家屋の解体棟数も1,000棟以上になると見込んでいますが、解体工事が終了した集落をやがて眺める日が訪れますが、被害の大きい集落によっては数軒しか残らない集落もあり、想像するだけで身の凍るような思いでございます。このことはそれぞれ地域の住民の方々も同じ思いであると思います。数百年の歴史を誇る集落も、一部では存亡の危機に陥っています。

このように被害が甚大であるため、2カ月過ぎた今でも、避難所等にはまだ多くの方がおられ、特に高齢者の方々には厳しい避難生活を余儀なくされております。

仮設住宅につきましては、県内で最初に着工し、現在、木造住宅に30戸が入居され、残り272戸につきましても工事のおくれが若干ありましたが、7月上旬までには全戸入居できると思っています。全ての入居希望者が入居できるよう願っているところであります。

現在、村では復旧、復興に向け、議員各位の激励とご指導を仰ぎ、全職員一丸となって取り組んでいます。時間と日数はどれだけあっても足りない状況であります。宮城県東松島市の幹部職員さんから経験談として話がありましたが、今後の悩みとして不足するのは人と金であるという言葉が今実感しているところであります。しかし、何事にもひるむわけにはいきません。村民の安定した暮らしを一日も早く取り戻すのが私の使命であり、務めであ

ると思っております。村民のきめ細かな要望にも対処しなければなりません。まずは生活基盤を確立し、普通の生活ができるよう一歩ずつ前を向き、復興に向け、最大限の努力をしております。村内外の方たちから、西原村はまとまりがあり、職員も頑張っていて一歩先を行っていると言われますが、さらにもう一歩先行できるよう、疲れ切った職員を励まし、協力しながら議員各位とともに知恵と汗を出し、頑張っていけたらと思っておりますのでよろしくお祈りをいたします。まず当面は、この梅雨の大雨で二次災害がないことを祈るだけであります。

さて、今定例会に提案しております一般会計補正予算については、27億6,336万円を追加し、専決処分と合わせ総額74億8,054万円で、過去にも例のない大型補正であります。ほとんどが地震関連の追加補正予算であり、今後も大型補正が予想されます。激甚災害に指定されましたが、事業費の10%ないし20%は村が負担しなくてはなりません。特別交付税として村負担分の95%を補うとされていますが、なかなかその金額が見えておりません。たとえ特別交付税として歳入を見込んでいても、通常の交付時期は12月、3月に交付されますので、夏場から12月までの支払い等に多大な影響が出てくるのは明らかであります。

現在、政府に特措法の制定をお願いしておりますので、ぜひとも特措法の制定を切望するものであります。もし、特措法ができないとなれば、特別交付税の繰り上げ交付を国に訴えてまいりたいと考えております。このことは被災を受けた全ての自治体も同じ思いであると思っております。7月に国、政府に關係自治体とともに要望活動に行ってきますが、ぜひとも何らかの形で実現したいと思っております。

さらに、今定例会閉会后、県への要望活動を議員各位とともにお願いするところではありますが、議会、執行部一体となって、今後の財政運営にお力添えをいただくなればと思っております。

なお、国におきましては、参議院選挙が本日公示されました。7月10日の投票に向け、選挙戦が繰り広げられますが、復興に向け、村づくり再生、財源確保や生活基盤、農業基盤、経済再生の確立に向け、しっかりと見きわめ対処しなければならぬと強く思っております。

地震の影響で総合体育館等建設は先送りとなりましたが、この数年間は復興に向け、厳しい対応、対策が待ったなしで控えています。どうか議員各位のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます、少し長くなりましたが、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、報告いたします事業といたしましては、総務費2件、農林水産業費2件、商工費2件、土木費2件、消防費1件の合わせて9件の事業です。翌

年度繰越額といたしましては2億5,101万9,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源185万3,000円、未収入特定財源国・県等の補助金9,084万円、地方債550万円、その他の特定財源2,319万8,000円及び一般財源1億2,962万8,000円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものです。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

この繰越明許費につきましては、村道西原台1号線水道管布設がえ工事と、鳥子工業団地調整池管理道路水道管布設工事の2本でございます。詳細につきましては、産業課長よりご報告いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,154万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,714万円とするものでございます。

決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

歳入におきましては、平成27年度特別交付税等の交付額及び社会保障・税番号制度システム整備補助金等の交付額が年度末に交付決定されたこと、また歳入歳出において、地方創生加速化交付金事業におけるフットパス事業の交付金対象事業採択が見送られたこと、歳出において、国民健康保険特別会計への法定外繰出金が不用となったこと及び社会保障・税番号制度関連事務

に係る負担金に早急に予算補正が必要となり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

この補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,035万3,000円とするものでございます。

補正の主なものについて申し上げますと、歳入につきましては、療養給付費負担金等の国・県の交付額が決定しましたので、増額補正をしております。また一般会計繰入金の法定外繰入金1,553万6,000円の減額補正をしております。

歳出につきましては、療養給付費の負担金の額が決定したことによりまして、療養諸費819万円、高額療養費320万円の減額補正をしております。

今回の補正予算は年度末に額が決定したものであり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」。

今回の熊本地震による災害被災者に対し、軽自動車税の負担の軽減を図るための措置で、西原村税条例の一部を改正し、平成28年4月16日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号)西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

この条例の改正につきましては、今回の熊本地震に伴い、発災当初からの消防団の活動に対する費用弁償の充実を図るため、消防団員が災害救助法に定める災害及び激甚災害指定を受ける規模の地震、風水害等の大規模災害に対処するための職務に従事する場合で、必要と認められた場合で予算の範囲内で、1日3,000円を別途支給させていただくという条例の改正でございます。議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」。

この補正は、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震に伴う、村内全域において発生した甚大な被害に対する緊急な対応として、被災者の救援、災害廃棄物の処理、応急復旧などの必要な措置を講じるため、予算補正が急遽必要であることから、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月16日付専決処分をさせていただきました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,845万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億454万9,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では、特別交付税1,761万2,000円の増額補正、災害廃棄物処理事業の国庫補助金2,201万5,000円の増額補正、災害救助費の県支出金9,148万円の増額、農地等災害復旧費の県支出金2,700万円の増額、財政調整基金の基金繰入金2億3,034万5,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、総務費の震災対策費8,990万2,000円の増額、民生費の建物被害認定調査費1,330万円の増額、避難所運営費等の熊本地震災害救助費9,148万円の増額、衛生費の産業廃棄物処理業務委託料等の震災対策費4,447万円の増額、土木費の公共土木施設災害現地調査委託料等の震災対策費9,620万円の増額、災害復旧費の現年度農地等災害復旧費4,100万円の増額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について」。

この補正につきましては、熊本地震に伴う、村内全域において甚大な被害に対する緊急な対応として、応急復旧など必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であることから、地方自治法179条第1項の規定により専決したものです。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億119万1,000円と定めるものです。

主な内容としましては、営業費用2,841万5,000円の増額補正及び予備費より241万5,000円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について「(専第9号)西原村災害復興基金条例の制定について」。

この条例につきましては、平成28年熊本地震に伴い、復興及び復旧を支援する寄附金等を今後の復興及び復旧のための資金に充てる目的基金条例を制定し、専決予算に組み込むため、早急に施行する必要がありました。そのた

め議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月2日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について「(専第10号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」。

この補正は、熊本地震に伴う村内全域においての甚大な被害に対する緊急な対応として、被災者の早期生活再建に向けた支援、災害廃棄物仮置き場における分別作業補助員の雇用、保育園や小中学校再開に向けた建物や物品の補修費用などの必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であることから緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月2日付で専決処分をさせていただきました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,262万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,717万8,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では、災害救助費の県支出金8,648万8,000円の増額、災害復興復旧寄附金の指定寄付金1,000万円の増額、財政調整基金の基金繰入金1億8,530万円の増額、災害援護資金貸付金1,750万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、災害復興基金積立金の基金費1,000万円の増額、民生費の避難所クーラー機器リース等熊本地震災害救助費7,523万8,000円、罹災見舞金等の震災対策費1億9,667万円の増額、衛生費の震災対策費1,578万4,000円の増額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第12号、専決処分の報告及び承認について「(専第11号)平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を1,876万3,000円と定めるものでございます。

主な理由といたしましては、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震による水道料金の減免を行った場合の営業収益36万5,000円、特別利益20万8,000円の減額補正を行っております。

また、緊急な対応として工業用水を急遽、飲料水に転用したための水質検査の必要があったため、営業費用10万8,000円の増額補正及び予備費より68万1,000円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

承認第13号、専決処分の報告及び承認について「(専第12号)西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」。

この条例の改正につきましては、平成28年熊本地震に伴い、今後の震災復

興に対応する復興の推進及び復興計画の策定等のため震災復興推進室を設置する必要があります。そのため西原村課設置条例の一部を改正し、平成28年6月1日から施行する必要があります。そのため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第14号、専決処分の報告及び承認について「(専第13号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」。

この補正につきましては、平成28年熊本地震に伴う、村内全域において甚大な被害に対する緊急な対応として、応急復旧等必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決したものです。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,219万1,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、歳入に水道事業費国庫補助金1,400万円、基金繰入金として700万円の増額補正、歳出に災害復旧費として2,100万円の増額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第39号、熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について。

本来の災害につきましては、昭和40年西原村条例第20号、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例を適用すべきであります。今回はこの定めによらず、熊本地震による災害被災者に対して、村民税等の負担の軽減を図るための特別な制定でございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第40号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、中央簡易水道給水区域の編入及び平成27年度に熊本県への水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要があります。また激甚災害時における一時用給水の定義を定めるため条例を改正する必要があります。提案させていただくものです。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第41号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、熊本地震等に対応するためのものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億6,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ74億8,054万5,000円とするものでございます。また地方債の補正としまして1億8,260万円分を廃止し、3億3,150万円を追加することとしました。そして、一時的な資金不足を補うため、一時借入金の借り入れ最高額を2億円から10億円に増額するものであります。

主なものについて申し上げますと、歳入では特別交付税12億円の増額補正、災害廃棄物処理事業の国庫補助金15億円の増額補正、特定地区公園事業等の国庫補助金2億5,660万円の減額補正、公営住宅災害復旧事業等の国庫補助金6,048万円の増額補正、災害救助費の県支出金1億8,666万7,000円の増額、財政調整基金等の基金繰入金6,511万4,000円の減額、特定地区公園事業等の公共事業等債1億8,260万円の全額減額、公営住宅災害復旧事業の災害復旧事業債の村債2,590万円の増額、災害廃棄物処理等事業の歳入欠かん等債3億560万円の増額でございます。

歳出におきましては、総合体育館等建設事業費4億2,243万5,000円の全額減額、被災者住宅応急修理工事1億7,280万円の増額、災害廃棄物処理業務委託料17億円及び被災家屋解体撤去委託料13億円の増額、小野地区農業基盤整備促進事業工事1,300万円、村道維持補修工事1,280万円及び橋りょう定期点検業務委託料1,300万円の減額、道路新設改良工事8,100万円の減額、公営住宅災害復旧費8,640万円の増額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年4月1日付の人事異動で、固定資産評価員でありました佐藤光弘税務課長が住民課長に異動し、その後任に住民課長住民福祉係長堀田直孝氏が新たに税務課長となりました。そのため、新たに固定資産評価員を選任いたしたく地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものがあります。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

なお、それぞれの自治体におきましては、今定例会の会期は1日から2日間がほとんどお聞きをしております。西原村議会におきましても、地震後の現状をご理解いただいて、2日間の会期と捉えております。議員各位のご協力に感謝申し上げます。

以上、今期定例会に提案しております報告2件、承認13件、議案3件、同意1件、合計19件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は6月23日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時43分 散会

第 2 号 (6 月 2 3 日)

平成28年第2回西原村議会定例会会議録

平成28年6月23日、平成28年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年6月23日（木曜日） 議事日程第2号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」 |
| 日程第 6 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」 |
| 日程第 7 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 8 | 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて」

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 9 | 承認第 8 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」 |
| 日程第10 | 承認第 9 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について」 |
| 日程第11 | 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第9号)西原村災害復興基金条例の制定について」 |
| 日程第12 | 承認第11号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第10号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」 |
| 日程第13 | 承認第12号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第11号)平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について」 |
| 日程第14 | 承認第13号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第12号)西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第15 | 承認第14号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第13号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」 |
| 日程第16 | 議案第39号 | 平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第40号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第41号 | 平成28年度西原村一般会計補正予算(第3号)について |

- 日程第 19 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 20 発議第 2 号 熊本地震からの復興に関する決議（案）につい
て
- 日程第 21 発議第 3 号 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特
別な財政措置を求める意見書（案）の提出につ
いて
- 日程第 22 発議第 4 号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
（案）の提出について
- 日程第 23 発議第 5 号 西原村復興対策特別委員会の設置について
- 日程第 24 発議第 6 号 西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 25 組合議会報告
- 日程第 26 陳情書について
- 日程第 27 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	堀田直孝君
産業課長	海東義朗君
住民課長	佐藤光弘君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費2件、農林水産業費2件、商工費2件、土木費2件、消防費1件の、合計9件でございます。

翌年度繰越額は、中ほどになりますけれども、合計で2億5,101万9,000円で、財源の内訳といたしましては、既収入特定財源は185万3,000円、それから未収入特定財源、こちらは国県補助金9,084万円、地方債550万円、その他の特定財源2,319万8,000円、一般財源1億2,962万8,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

地方創生加速化交付金事業につきましては、進捗率0%、震災発生等によって、今のところは0となっております。

それから、情報セキュリティ強化対策事業については、進捗率0%となっております。

それから、畜産競争力強化対策整備事業につきましては、工事完了となっております。

日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業、こちらも8月ごろの入札予定となっております。

鳥子工業団地第2調整池整備事業、進捗率約30%、現在は工事を中断している状況となっております。

鳥子工業団地4号線つけかえ事業、進捗率0%。

道路維持事業（西原台1号線舗装補修工事）ですけれども、こちらは完了しております。

道路新設改良事業につきましては、万徳新所線、進捗率約80%となっております。

役場堤下線、進捗率0%。

鳥子工業団地調整池流末水路工事、工事は完了しております。

それから、消火栓設置事業につきましては、西原台1号線消火栓設置、1基は完了、県道堂園小森線、進捗率0%、県工期は9月上旬予定でございます。鳥子工業団地調整池管理道路への設置、1個は舗装工事が中断している状況となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第1号、平成27年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第2、報告第2号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款1水道事業費、項1営業費用、事業名水道管布設工事、金額1,367万8,000円、翌年度繰越額850万円。財源内訳としましては、その他の特定財源40万円、一般財源810万円、特定財源につきましては消火栓、先ほど総務課長からありましたように消火栓2基分の総務費からの繰出金でございます。

内容といたしましては、西原台1号線水道管布設替工事・鳥子工業団地調

整池管理道路水道管布設工事の2件でございます。

村道西原台1号線の舗装改修工事にあわせ、水道管の布設がえを行うものでございますが、工事途中で今回の地震発生により、布設がえが済んだ部分のみの交換とし、残りは旧水道管のほうに接続を行い完了しております。

消火栓についても設置済みでございます。

また、鳥子工業団地調整池管理道路水道管布設工事につきましては、こちらにつきましても、工事施工途中で今回の地震により舗装工事のほうが中断しておりますので、今回の水道管布設工事及び消火栓の設置につきましては、今のところ未定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第2号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第3、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 堀田直孝君 登壇 説明）

○税務課長（堀田直孝君）それでは、承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページに移ります。

（専第1号）西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村固定資産評価審査委員会条例（昭和35年西原村条例第19号）の一部の改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、先日本配りしました西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要書に基づいて説明いたしたいと思っております。

改正の趣旨は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行することとなりました。

本村におきましても3月議会におきまして改正を行ってまいりましたが、上位

法である行政不服審査法が議会終了後再度改正に伴い追加の改正を行う必要が生じたので、専決となりました。

改正の主な内容としましては、条文の入れかえによる表記でございます。

第12条中に「前3条」という表記が「第7条から第9条まで」という表記の変更、または追加で「固定資産の評価の登録、修正した場合、速やかに公示しなければならない」という追加でございます。

施行期日は平成28年4月1日ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第4、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 堀田直孝君 登壇 説明）

○税務課長（堀田直孝君）それでは、ご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページにまいります。

（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例（昭和39年西原村条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この条例におきましても、お配りしました西原村税条例の一部を改正する条例の概要書に基づいてご説明をいたします。

改正の趣旨は、平成28年3月31日に「地方税法等の一部を改正する等の法律」が公布され、原則として平成28年4月1日から施行されました。

この改正により、法人住民税の法人税割の税率の引き下げ、法人事業税の所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等が行われました。

改正の主な内容としましては、1つ、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減する。1つ、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半の延長をする。1つ、旧3級品のたばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、4段階で縮小・廃止をするということです。あと1つ、平成32年度燃費基準への置きかえを行うこととともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長する。1つ、軽自動車の一定の環境性能を有する軽四輪について、グリーン化特例を導入するということです。あと1つ、不動産取得税の住宅及び土地に係る税率の特例を4%から3%を3年間延長するというごさいます。

施行期日は平成28年4月1日のごさいます。

以上のごさいます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第3号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,154万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,714万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款6商工費、項1商工費、鳥子工業団地4号線付替事業397万1,000円となっております。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

一番下のところになりますが、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1,953万5,000円の増額補正でございます。一般財源分が778万5,000円、社会保障財源分が1,175万円でございます。

8ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3,496万2,000円の増額補正でございます。特別交付税の増でございます。

下のほうになりますけれども、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金473万9,000円の減額補正でございます。地方創生加速化交付金の減などがございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出につきましても、不用額の減額補正等を全款において行っております。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、600万円の減額補正でございます。フットパス事業が不採択となった分でございます。

中ほどになりますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費

1,553万6,000円の減額補正でございます。国民健康保険特別会計法定外繰出金でございます。

あと、予備費に8,370万7,000円の増額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

1点だけ、総務課長に確認をします。きのうの説明の中で、平成27年度の補正については、「歳入確定による」というふうに私はここに記入していますが、今「決算見込みによる」というふうな答弁だったんですが、どちらが本当ですか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）歳入については、決算の交付税あたりの見込み、決算の見込みということにしております。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃあ、見込みの補正というのが正しくて、きのうの歳入の場合は歳入確定というのは、きのうの説明が悪かったということなんですな。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○住民課長（佐藤光弘君）承認第5号について説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただいて、専第4号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,035万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金630万5,000円の増額補正でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金594万2,000円の増額補正でございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,553万6,000円の減額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費820万円の減額補正でございます。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費320万円の減額補正でございます。

款12予備費、項1予備費、目1予備費810万1,000円の増額補正でございます。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の内容については以上ですが、昨年3月定例会の時点で財源不足が生じると見込んで、やむを得ず一般会計からの法定外繰入金をお願いした次第ですが、先ほど説明しましたように、歳入予算で年度末に交付が決定された療養給付費負担金・財政調整交付金の交付により1,224万7,000円の増額、歳出予算で

は一般療養費、高額療養費の3月補正予算時点の見込み額を下回ったための1,139万円の減額が要因により、財源不足のための一般会計から繰り入れを予定していた法定外繰入金が必要となったことにより、緊急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決させていただきました。

以上で説明を終わります。審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 堀田直孝君 登壇 説明）

○税務課長（堀田直孝君）それでは説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページにいけます。

（専第5号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例（昭和39年西原村税条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年4月16日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページにまいります。

西原村税条例の一部を改正する条例ということでございまして、また再度、先にお配りしました条例の概要書に沿って説明いたします。

この改正の趣旨といたしまして、平成28年熊本地震により被災された村民

に対し、4月末日に予定していた平成28年度軽自動車税の法定納期限を、変更、延長した上で、被災により廃車を行った軽自動車税について減免を行うというものでございます。

改正の主な内容といたしましては、本来納期限は改正前は4月末日ということでありましたが、4月の震災により改正を行いまして、8月の末日までという納期限を設けさせていただくということです。

それと、地震、豪雨など災害等による減免ということで、本来、課税の基準日は4月1日で課税を行います。その中で、1日以降に廃車した場合も還付とかいうのはございませんですけども、今回の震災により、震災でもう今、家屋等の倒壊の中にある車とか、そういうまだ引き出せていない車、もう動かない車などについては、減免の適用をさせていただくという改正でございます。

施行日は平成28年4月1日からということになります。ご審議方よろしくお願ひいたします。決裁日が4月16日でございます。条例案のほうには、28年4月1日からという、適用するというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分報告及び承認について「（専第5号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第8、承認第7号、専決処分報告及び承認について「（専第6号）西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分

した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第6号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年西原村条例第21号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年4月16日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この条例の改正につきましては、平成28年熊本地震に伴い、条例の一部を改正し、早急に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

ここから、皆さんにお配りしております別紙の西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（専決）の概要により説明を行います。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、今回の熊本地震の発生当時から消防団は捜索活動、救助活動、安否確認など、多大なる活躍、活動を行っていただきました。また、発災当時は人命救助に多大なる尽力をいただいております。

今回のような激甚災害法の指定、あるいは災害救助法の適用になった大規模災害ということに限定させていただいて、大災害に対応する消防団員の多大なる労力に報いることとするものでございます。

内容といたしましては、一部改正する条例ですが、第13条第1項に、団員が水・火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合における費用弁償は合算して年額8,000円を支給するというふうになっておりますが、これに、ただし、団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害及び激甚災害の指定を受ける規模の災害に対処するための職務に従事する場合であって、村長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で1日につき3,000円を別途支給することができるというただし書きを加えるものでございます。

施行期日は公布の日となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号)西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第9、承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、承認第8号についてご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第7号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)。

平成28年度西原村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,845万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億454万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年4月16日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

7、コピー機器リース料。平成28年度から平成31年度。597万円。年度ごとの支払い計画額は、平成28年度180万円、平成29年度及び平成30年度200万円、平成31年度が17万円でございます。

8、庁舎増設プレハブ事務所リース料。平成28年度から平成29年度700万

円。年度ごとの支払い計画額は平成28年度が400万円、平成29年度が300万円でございます。

以上となっております。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一番上になりますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,761万2,000円の増額補正でございます。特別交付税の増です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金2,201万5,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理事業補助金の増でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金9,148万円の増額補正でございます。災害救助費県負担金の増額でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金2,700万円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金の増でございます。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2億3,034万5,000円の増額補正でございます。財源不足分の財政調整基金繰入金の増でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15震災対策費8,990万2,000円の増額補正でございます。職員の時間外勤務手当等2,100万円、災害支援システム導入等5,690万2,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目9建物被害認定調査費1,330万円の増額補正でございます。庁舎増設プレハブ事務所リース料400万円等でございます。

款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費9,148万円の増額補正でございます。避難所の職員時間外勤務手当等860万円、避難所運営避難者の食糧費等7,530万円などでございます。

10ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費4,447万円の増額補正でございます。災害廃棄物処理業務委託料3,000万円、災害廃棄物仮置き場敷き鉄板リース料等1,188万円などでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費500万円の増額補正でございます。農業用施設応急復旧用原材料費です。

下のほうにいきますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目3震災対策費9,620万円の増額補正でございます。公共土木施設災害現地調査委託料6,000万円、道路施設応急復旧工事3,000万円などでございます。

11ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 震災対策費450万円の増額補正でございます。消防団の大規模災害出動手当350万円などでございます。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 現年度農地等災害復旧費4,100万円の増額補正でございます。農地等災害復旧現地測量調査業務委託料1,000万円、農地等災害復旧応急仮工事3,000万円などでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

9ページです。民生費ですね。

震災対策ということで、これまで私たちが未経験だった災害というのが、本番でいろいろ手探りでやりながら、職員の皆さん方も大変ご苦労されていることだろうと思います。

総合体育館は、そもそも災害対策ということであれだったんですけれども、トイレの大事さというのが私も痛切に今回感じまして、避難所仮設トイレということでここに挙げてありますけれども、ずっと地域を回っておりまして、避難所に行かれています方だけが避難者ではないというようなことで、例えば水が出なかったり、また合併浄化槽が壊れて、そこでトイレをするのもどうかと、環境汚染の心配もあるということで、その合併浄化槽を再建するにもなかなか難しいというようなことでどうしたものかと考えていたんですけれども、避難所に来られていない方々のトイレの問題、トイレが本当は簡易トイレがあったほうが良いということなんですけれども、それができないという方に対しての手当というのが、ここには考えられていないのではないかと、いうふうに思いますけれど、その辺、どうでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の地震におきましては、住家の505棟が全壊、1,281棟が半壊以上という本当に大きな災害が発生をいたしました。避難所におられる方は住家をなくされた方ということでございまして、今、田島議員が申されますように、全ての方が避難された方という認識は私も変わりはありません。そういったところに仮設トイレをつくとすれば、全村内の方々のところにトイレをつくらなければならないということではなかろうかなというふうに思います。

水は、例えば川の水とか、あるいは水が出ておるところ、湧水のところもございまして、そこら辺でくんでいただいて、水洗トイレはそこら辺で使うということもできますし、仮設トイレをつくったならば、これはくみ取りがそんな一円を回るということになりますので、大変な苦労もあるし、そこら辺が果たしてくみ取りができるのか、そこら辺も踏まえると、やはり家を

なくされた方々に対してまずどういった手当てをしなければならないのか、それが先決ではなかろうかなというふうに思っております。

申されますように、水がないからトイレが使えない、洗濯もできない、あるいは、ご飯を炊くこともできないというのは、村民全ての方がそういうことではなかったろうかなというふうに思っております。ここに出てきておりますトイレリース料は、それぞれの避難所に水が来るまでの間の仮設トイレのリース料というふうにリースをしておるところでございます。

全ての方に本来はつけるのも本筋かもしれませんが、できることとできないことがございますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）全国のいろんな災害がこれまでありまして、その経験でかなり知恵と工夫が集められて改善された面もございまして、先日、熊日新聞だったか見ておりましたところが、熊本市で、そのようなこともあろうかということで、東京都から何か段ボール製の簡易トイレというのが送られて、支援ということで送られてきて、大変喜ばれていたということが書いてありました。

その後、インターネットなどで調べてみますと、カー用品の店などで簡易トイレ、携帯式の安くて使い勝手のよいものが売られているということで、それは災害時などにおいて、大渋滞に巻き込まれたときにそれで用を足せるというようなことで、割と割安なものがあるということで、東京都などではそれは災害備品として持っていたということもありますので、やはりそういった点でも検討、研究の必要がありはしないかというふうに思いまして、質問いたしました。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいんですか。

○10番議員（田島敬一君）はい、提案です。

○議長（坂梨公介君）提案ですね。

ほかにございませんか。9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

平成28年度の補正の第1号の専決部分ということで、今回の熊本地震、みんなが驚くような被害ということであります。予算に関しましても膨大な予算額になるであろうと予想しておるところですけども、今回、第1号ということで、補正予算の第1号ということであります。工事請負等の3,000万円が2カ所とか、消防の初動に対しての予算措置がされております。

この中で、まず初動が大事だということのあらわれが消防団の補正予算が入っておるといふ見解だと思います。

それに関連しまして、まず今回、4月16日の18日以降、自主的に動かれて

おる業者さんも多数おられます。指示のもとに動かされた業者さんもおられます。その根拠づけですよね。熊本県との災害協定がある事業者さんは、それを根拠にやられたというふうに思いますが、西原村役場としての災害協定を独自に結んでいるかどうかをまず確認したいと思えますけども、産業課長かな。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）災害協定、他の町村と、業者ということですね。

○9番議員（宮田勝則君）事業者と。

○産業課長（海東義朗君）事業者とは今のところはまだ提携はしておりません。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）と思いました。

これは何度かちょっとお話したところですけども、まず、県の建設業の協会員は大概熊本県との災害協定というのは結んでおります。

村内の事業者、土木、建築、造園、水道施設等の業者さん、おのおの見ますと、ほとんどの方が結ばれていないのが現状です。

やはり村とその辺、何を根拠に初動を指示していくかというところで、やはり災害防止、災害時の初動を動かすというところにおいては、そういう協定書を一部結ぶということで、その名のもとに全てが動かせる状況をつくるというのが大前提と、その後予算措置、契約を結んだりできると思うんですけども、初動を全て円滑に行うにはやはり協定書、全事業者、個人事業者とも構いません、やはりそういったことを自主的に進めていただくためには、やはり災害時の協定書が必要だろうと痛感しておりますので、年度内、まだ梅雨場、台風時期、入りますので、やはり今どうか動いておりますけども、そういった方向を検討され、前に進めていただきたいと思えます。

村長、答弁を求めますけど、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の地震は、地震が発生するのではないかということではデータの中でありました。今後30年間でマグニチュード6.5以上の地震の発生する確率は6%ということで、そのことは私が消防団長のときからずっと言ってきました。

発生するだろうということでございまして、6%が果たして低いか高いか、あの阪神・淡路が8%でありますので、決して低い数字ではないということをおし上げておりました。しかし、言いながらも自分の心の中ではすぐには発生しないだろうという思いでおりました。

今回、このように大きな地震が発生をいたしました。本震が後からやってくるということで、マグニチュード7.3、震度7ということで、震度7以上あったんじゃないかなというふうに思っております。それに対応するためにも今後やはりそういった業者との協定、これはもう当然ながら結ぶ必要

があるんじゃないかなと、そこまで地震の大きさを想定していなかった、これも事実でございます。このような大きな地震が発生するとは思っておりませんでしたので、今後やはりこのクラスがいつ発生するかわかりませんので、そういった協定も今後結んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）協定書を結んでいきたいというお話がありましたので、産業課長、年内中、台風時期、今、梅雨時期も含めてますけども、早期に事業者さん等との、今連絡はしながらやっていると思いますけども、結んでない事業者さんも結構おられますので、その辺、早急に対応できますですか。答弁だけひとつお願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）村長のほうからも協定を早目に結ぶならということでもございましたので、対応はしたいと思っておりますが、何しろ、ご存じのと通りの災害数でもう職員のほうもばたばたしておりますけども、その辺は合間を縫って進めたいと思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午前11時12分）

（午前11時29分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き再開いたしますが、その前に、先ほど採決しました承認第8号の補正予算、その中で10ページ、衛生費の震災対策費の中で扶助費の20番、その中で真ん中に避難先が3つあります。「避難策」と書いてありますが、これを「避難先」でお願いします。訂正方よろし

くお願いします。

会議を再開いたします。

日程第10、承認第9号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君)承認第9号についてご説明いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。

専第8号、平成28年度 西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億119万1,000円とする。

第2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年4月16日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

主なものを説明いたします。6ページをお願いいたします。

歳入、款4国庫支出金、項1国庫支出金、目1水道事業国庫支出金、節1災害復旧費補助金、2,600万円の増額補正。

7ページをお願いします。

歳出、款1水道事業費、項2営業費用、目1業務費、節15工事請負費、1,058万5,000円の減額補正です。

これはいずれも、平成28年度に予定しておりました村道改良工事にあわせて水道管布設工事を予定しておりましたが、今回の熊本地震により、工事中止予定のため減額するものでございます。

目1災害復旧費、節11需要費から節16原材料費につきましては、今回の地震によります水道施設の復旧、給水のための修繕、大峯山水源の減圧タンク、秋田原水源の仮設タンク、仮設用ステンレス管のリース代、応急工事請負費、補修資材原材料費等でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、水道施設復旧、給水のため、日本水道協会に依頼し、各県より水道局職員を派遣していただきました。そ

れに伴います負担金でございます。

項3 予備費、目1 予備費、予備費を241万5,000円の減額補正でございます。
以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第9号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第11、承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）西原村災害復興基金条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第10号についてご説明いたします。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚おあげください。

専第9号、西原村災害復興基金条例の制定について。

西原村災害復興基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年5月2日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この条例につきましては、平成28年熊本地震に伴い、復旧・復興を支援する寄附金などを、今後の復興等のための資金に充てる目的基金条例を創設し、予算に組み込むため早急に施行する必要がございました。そのため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

ここから、皆様にお配りしております西原村災害復興基金条例の概要についてで説明をさせていただきますと思います。

まず、趣旨でございますけれども、今回の熊本地震に伴い、復旧・復興を支援する寄附金等を今後の復興等のための資金に充てる目的基金条例を創設し、本村に大規模かつ重大な災害が発生した場合における災害からの復興等を目的とした事業の資金に充てるため、地方自治法の規定に基づき西原村災害復興基金を設置するというものでございます。

内容でございますけれども、地方自治法第241条に、普通地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとなっております。

そこで、今回制定する条例ですけれども、西原村災害復興基金条例を今回の大規模かつ重大な災害が発生した場合における災害から復興・復旧を目的とした事業の資金に充てるため、西原村災害復興基金を設置するというものでございます。

第2条では、基金には西原村の復興を支援する寄附金及び災害見舞金等を積み立てる、その額は一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。

それから、第6条の処分では、基金は本村に大規模かつ重大な災害が発生した場合における災害からの復興等を目的とした事業の資金に充てる場合に限り、基金を処分することができるというふうにしております。

施行期日は公布の日としております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

こういう災害復興の基金ということで、制定されることはいいことだと思っております。

この震災におかれましても、多くの方のご支援があり、寄附金やお見舞い金などが大変、西原村にも寄せられておると思っております。

それについての、ここである程度の報告と、ここでこの5条で村長は財政上必要があると認めるときは確実な繰り出しの方法、村長の意向で使ってくれというような感じの文言があるかと思しますので、一応、寄附金の内容と、その後、村長はどういうふうを考えているかをちょっと答弁お願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）見舞金あるいは寄附金は、この基金の中に入れておりません。義援金は義援金として別で今でございます。

要するに、この見舞金あるいは寄附金が1億1,200万円ぐらいということでございまして、義援金のほうが約7,500万円ぐらいということでござい

す。

何に使うかということは、この中にありますように、復興のために何に使うかは今、いろんなことが想定をされるわけでございます。この中に、寄附金を送られた方から何に使ったかは教えていただきたいというようなことで寄附金をいただいております。

名前は言えませんが、1人の方で一番多い方は6,500万円の寄附金をいただいております。その方にはその方なりの何に使ったかは見えるような形でお知らせするならばということとしております。今の時点で何に使うというのは控えさせていただきたいと思っております。

今回、7月22日に熊本都市圏で被災に遭われた自治体の首長だけで、国のほうに要望に参ります。ということで、朝10時からの要望でございますので、前日から参ります。せっかく行きますので、前日の午前中に村を出発して、この寄附をされた方にお礼のご挨拶に行くならばというふうに考えております。そのほかにも、東京のほうから1,000万円、2,000万円と、あるいは何百万円という方もございますので、そこらあたりにもお礼に、ついでと言うとは失礼でありますけれども、せっかく東京のほうに行きますので、お礼に行くならばというふうに思っております。

この高額をなされたお1人の方は、まだ5,500万円でございますけれども、きのう、おととい、21日にまた1,000万円振り込まれたということで、本当に私ども西原村にだけなされておるということで、本当にありがたく思っているところでございます。それも、西原村に関係する方がおられまして、その寄附された方の間に1人おられます。その経由で、西原村はこうやって被害も大きいということと、余り新聞、テレビ等で報道されていないということで、寄附金が少ないんじゃないかなろうかなというような思いがあったというふうに思っております。

マスコミ等で、余り、テレビ等でも、被害の状況が報道されません。まずは益城町が14日に地震が発生したときも死者が出たということで、14日、16日ともに震度7ということで、あそこの地震のほうが一番大きかったということで、まずあそこが報道されました。そして、南阿蘇村はあの崩落ということで、またマスコミが取り立てるには、取り立てやすいような状況ということでございまして、私ども真ん中において、なかなか報道がされませんでした。

ある方が、あるいは新聞社とは放送局に電話して、西原村のことは取り上げると言いましょうかということで、私、電話かかりましたけれども、果たしてそれがいいのか悪いのか、我々西原村は今まで人口がふえてまいりました。そこで、今回はもう5月の末には30世帯が転出ということでございまして、このイメージを、西原村は危険ということをさらけ出さんでもいいじゃないかと、寄附していただける方は寄附していただけるということで、新聞、

テレビ等に余り報道されませんが、それはそれなりにいいんじゃないかというふうに私は思ったもので、いや、もうしなくて結構ですよと、テレビ局に電話しましょうかとか、新聞社に電話しましょうかという話でございましたけれども、やはり村は村のイメージがございますので、余りこの布田川断層ということで、西原村布田ということがありますので、そこら辺はちょっと控えさせていただきました。

しかしながら、こうやって西原の状況を見て、聞いて、高額に寄附されておられるということで、本当にありがたく思っております。

そういうことで、今のところ、あれに使う、これに使うはさて置いて、その寄附された方にはこういった形で使わせていただくなればと思います、報告してこようかなと思っております。その方ももう高齢の方です。88歳と聞いております。その方に、7月21日にお会いしてまいります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）西原村災害復興基金条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第10号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第12、承認第11号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第11号についてご説明いたします。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第10号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度西原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,262万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,717万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年5月2日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的、5、災害援護資金貸付金、災害援護資金貸付事業、限度額1,750万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利息の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

地方債補正については以上です。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず一番上になりますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税483万3,000円の増額補正でございます。特別交付税の増です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金727万5,000円の増額補正でございます。産業廃棄物処理事業補助金等の増でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金8,648万8,000円の増額補正でございます。災害救助費県負担金等の増でございます。

一番下になりますが、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金1,000万円の増額補正でございます。災害復興・復旧の寄附金でございます。

8ページをお願いします。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、1億8,530万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増でございます。

款21村債、項1村債、目5災害援護資金債、1,750万円の増額補正でございます。災害援護資金貸付金分を計上しています。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。

一番上で、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費、1,000万円の増額補正でございます。災害復興基金積立金となっております。

10ページをお願いいたします。

款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費7,523万8,000円の増額補正でございます。避難所クーラー機器リース料4,300万円、被災者住宅応急修理工事2,888万円などです。

その下になります。目4震災対策費、1億9,667万円の増額補正でございます。災害弔意金1,250万円、罹災見舞金等1億6,400万円等、災害援護資金貸付金1,750万円です。

下のほうにまいりまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費、1,578万4,000円の増額補正でございます。災害廃棄物仮置き場分別作業補助員賃金1,120万円等でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第11号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第13、承認第12号、専決処分の報告及び承認について「（専第11号）平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）承認第12号についてご説明いたします。

承認第12号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原

村長。

次ページをお願いします。

専第11号、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。西原村。

次ページをお願いします。

平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目・既決予算額・補正予定額・計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益1,933万6,000円、マイナス57万3,000円、1,876万3,000円。

第1項営業収益1,126万5,000円、マイナス36万5,000円、1,090万円。

第2項営業外収益807万円、0、807万円。

第3項特別利益1,000円、マイナス20万8,000円、マイナス20万7,000円。

支出、第1款水道事業費用1,933万6,000円、マイナス57万3,000円、1,876万3,000円。

第1項営業費用1,372万4,000円、10万8,000円、1,383万2,000円。

第4項予備費、516万1,000円、マイナス68万1,000円、448万円。

平成28年5月2日専決、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。説明書でございます。

平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

収益的収入及び支出、収入款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入36万5,000円の減額補正。

項2営業外収益、目4雑収益、節1雑収益20万8,000円の減額補正です。

これはいずれも、今回の地震によります断水期間を日割り計算し、水道料金を減額したものです。

次ページをお願いします。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節1手数料10万8,000円の増額補正でございます。これは、工業用水を急遽、山西小学校避難所への飲用水として転用することとなり、飲用水としての水質検査を実施する必要が発生したための増額補正でございます。

項4予備費、目1予備費、節1予備費を68万1,000円の減額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第12号、専決処分の報告及び承認について「（専第11号）平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第12号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午後 0時05分）

（午後 1時04分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、承認第13号、専決処分の報告及び承認について「（専第12号）西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第13号についてご説明いたします。

承認第13号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけてください。

専第12号、西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例（平成17年西原村条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年5月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この条例の改正につきましては、熊本地震に伴い、今後の震災復興に対応する復興の推進及び復興計画の策定などのため、震災復興推進室を設置する必要がありました。そのため、西原村課設置条例の一部を改正し、平成28年6月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことか

ら、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

ここから、皆さんにお配りしております西原村課設置条例の一部を改正する条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、内部組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応して、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう見直しを行っていくということになっておりますが、今回、平成28年熊本地震に伴い、今後の震災復興を迅速に行うために、復興の推進及び復興計画の策定等を行う震災復興推進室を設置する必要があるということでございます。

そして、6月1日から施行する必要があるために、西原村課設置条例の一部を改正するというものでございます。

内容といたしましては、地方自治法によりますと、直近下位の内部組織の設置及び分掌に関する事務については条例で定めるというふうになっておりまして、今回、一部改正する条例では、第2条第1項に震災復興推進室を加えるということでございます。

施行期日は平成28年6月1日でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第13号、専決処分の報告及び承認について「（専第12号）西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第13号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第15、承認第14号、専決処分の報告及び承認について「（専第13号）平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）承認第14号についてご説明いたします。

承認第14号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。

専第13号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,219万1,000円とする。

第2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いします。歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫支出金、目1水道事業国庫支出金、節1災害復旧費補助金1,400万円の増額補正です。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金700万円の増額補正を行っております。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1水道事業費、項2営業費用、目2災害復旧費、節13委託費1,000万円の増額補正です。これは、今回の地震によります水道施設の被害額調査のためのコンサル委託料でございます。

節14使用料及び賃借料、100万円の増額につきましては、秋田原水源より給水しておりました布田地区の分を、大峯水源からの給水に切りかえましたところ、水圧が強く減圧するためにみどりの館前に減圧弁を設置いたしております。その設備のリース代でございます。

節15工事請負費、1,000万円の増額補正につきましては、給水を6月11日から飲用適ということで、給水を始めておりますが、水質を事前に調査をいたしましたところ、全項目検査の中で「アルミニウム及びその化合物」の項目が、基準値の0.2mg/ℓに対しまして、0.05オーバーの0.25mg/ℓとの結果が出ており、今回の地震による影響かと思われます。そのため、数値を基準値内にするためのろ過器の設置をするための工事費でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

承認第14号、専決処分の報告及び承認について「(専第13号)平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第14号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第16、議案第39号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 堀田直孝君 登壇 説明)

○税務課長(堀田直孝君) 議案第39号について説明いたします。

議案第39号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について。

平成28年熊本地震による被害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、熊本地震による災害被災者に対し、村民税等において負担の軽減を図るため本条例の制定を行うものである。

次ページをお願いします。

平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例、これにつきましてはお配りしました条例の概要に基づき説明をいたします。

まず、条例制定の趣旨といたしまして、熊本地震による災害被災者に対して村税等において負担の軽減を図り、災害から早期な復旧・復興を図る目的といたします。

内容を説明いたします。

まず、住民税の減免です。

まず、1、死亡した場合、全部。2、生活保護の生活扶助を受け取らなくなった場合、全部。障害者となった場合、10分の9。あと所得による減免ですが、所得が500万円以下であるとき、住宅が半壊、大規模半壊と認定されたときの減免割合は2分の1。住宅が全壊と判定された場合は減免は全部です。所得が750万円以下であるときの住宅が半壊及び大規模半壊のときが

認定されたときが4分の1、住宅が全壊と判定された場合は2分の1、所得額が750万円を超えるときは、住宅が半壊及び大規模半壊と認定された場合は8分の1、全壊の場合は4分の1でございます。

続きまして、固定資産税の減免です。土地におきましては、被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるときは全部、被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるときは10分の8、被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるときは10分の6、被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるときは10分の4。

続きまして、家屋でございます。次ページになります。

家屋が全壊と認定されたときは全部、大規模半壊と認定されたとき10分の6、半壊と認定されたときは10分の4。

続きまして、償却資産でございます。

廃棄または復旧不能のとき全部、修理費が評価額の10分の6以上であるときは10分の8、修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満であるときは10分の6、修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満であるときは10分の4でございます。

以上、施行期日は平成28年4月14日となります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

議案第39号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第40号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定に

ついて。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、給水区域の編入及び水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要がある。

また、激甚災害における一時用給水の定義を定めるため、条例を改正する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例、西原村中央簡易水道給水条例（平成10年西原村条例第10号）の一部を次のよう改正する。

昨日配付いたしました概要書のほうをごらんいただければと思います。

内容といたしまして、条例改正の趣旨でございますが、まず平成27年度に委託しました水道事業認可申請に合わせた給水区域とするための条例改正でございます。

イといたしまして、激甚災害時における一時用給水の定義を定めるための条例改正を行います。

2の主な改正内容といたしまして、（1）に、西原村中央簡易水道給水条例第2条第1項を、今まで大字単位の集落名、字名になっていましたが、平成27年度に作成しました熊本県への水道事業認可申請に合わせ、大字単位の字名に統一変更したものでございます。

議案の4ページ、5ページの新旧対照表のほうを参照いただければと思います。

同時に附図の修正を行います。

一部給水区域編入・給水区域除外、6ページのほうを参照いただければと思います。

給水区域除外予定箇所につきましては、前回の事業認可申請の折、多々良水道組合を給水区域として入れておりましたので、今回除外するものでございます。

また、今回給水区域編入予定箇所につきましては、現在仮設住宅になっておりますが、建設をされておりますが、総合体育館建設計画がありましたので、認可申請時に編入を予定しており、今回提案するものでございます。

（2）の同条例第3条第1項第4号の「一時用」の追加として、激甚災害に対応した仮設施設等への期間を最長24カ月とし、「協議の上、期限の延長を村長が認めた場合は、この限りではない。」を、今回の平成28年熊本地震に合わせ追加するものです。

5ページの新旧対照表の下段を参照いただければと思います。

施行期日、公布の日からの施行でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

議案第40号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第41号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度西原村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億6,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,054万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。

第3条、予算第4条中「2億円」を「10億円」に改める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

「第2表地方債補正」でございます。

1、追加。

起債の目的、6の公共土木施設災害復旧事業債（河原団地災害復旧事業）の限度額2,590万円、7の災害対策債（災害廃棄物処理等事業）、限度額3

億560万円。起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

中段からになりますが、2、廃止。

起債の目的、2の公共事業等債（道路新設改良事業）、限度額2,260万円、3の公共事業等債（特定地区公園事業）、限度額1億6,000万円を廃止するものでございます。

内容の説明を行います。

7ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

一番上からですが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、12億円の特別交付税の増額補正でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、15億円の増額補正でございます。災害廃棄物処理事業補助金でございます。

それから、目4土木費補助金、2億5,660万円の減額補正でございます。特定地区公園事業等社会資本整備総合交付金でございます。

目8の災害復旧費国庫補助金、6,048万円の増額補正でございます。公営住宅災害復旧費補助金でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、1億8,666万7,000円の増額補正でございます。災害救助費の県負担金でございます。

8ページをお願いします。

中ほどの款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、6,511万4,000円の減額補正でございます。特定地区公園事業等の財源不足を補うための財政調整基金繰入金を減額いたします。

款21村債、項1村債、目2公共事業等債、1億8,260万円の減額補正でございます。特定地区公園事業等分の減額でございます。

目6災害復旧事業債2,590万円の増額補正でございます。公営住宅災害復旧事業分でございます。

目7歳入欠かん等債、3億560万円の増額補正でございます。災害廃棄物処理等事業分でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明をいたします。

一番上から、款2総務費、項1総務管理費、目14総合体育館等建設事業費、4億2,243万5,000円の減額補正でございます。主に特定地区公園事業費の減

額となっております。

目15震災対策費、1,676万5,000円の増額です。庁舎のエレベーター棟の災害復旧工事及び庁舎空調設備の災害復旧工事等を計上させていただいております。

10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目9建物被害認定調査費730万4,000円の増額補正でございます。住家被害認定調査及び判定委託料を計上させていただいております。

その下になりますが、款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費、1億8,741万7,000円の増額でございます。仮設住宅の浄化槽維持管理委託料、被災者住宅応急修理工事1億7,280万円等でございます。

11ページをお願いいたします。

衛生費ですけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費、30億円の増額補正を計上しています。災害廃棄物処理業務委託料17億円及び被災家屋解体撤去委託料13億円でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費、1,300万円の減額でございます。小野地区農業基盤整備促進事業工事の減額となっております。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、1,280万円の減額でございます。

目2道路新設改良費、9,400万円の減額補正でございます。橋梁定期点検業務委託、道路新設改良工事の減額でございます。

13ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公営住宅災害復旧費、8,640万円の増額補正でございます。河原団地の災害復旧工事費等を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

議案第41号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第19、同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価員に選任したいから地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、堀田直孝。

生年月日、昭和37年1月11日生。

住所、西原村大字河原943番地1。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第20、発議第2号、熊本地震からの復興に関する決議(案)についてを議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則君に求めます。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

発議第2号、平成28年6月23日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、同じく、山下一義、同、林田直行。

熊本地震からの復興に関する決議(案)ということです。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ

り提出いたします。

それでは、発議の内容に関して趣旨を説明させていただきます。

熊本地震による甚大な災害に対し、被災者救済と村民生活の一日も早い復興をなし遂げなければならない。そのためには、災害に強い村づくりの構築に向けて、本議会も執行部もともに一丸となり、全力で傾注することが極めて重要である。また、そこには関係機関である政府、国会、県、県議会など、また、その他の被災自治体との協力も必要である。まずは復興への力強い意思をあらわすことが重要と考えておる。

それでは、案文は朗読をもって朗読をいたします。

熊本地震からの復興に関する決議（案）。

平成28年4月14日から発生した熊本地震は、熊本県民の誰もが予想し得ない未曾有の大災害となり、我が西原村でも多くの尊い命が失われ、多くの住宅の損壊に加え、農地の被害、道路、公共施設の社会インフラや、電気・水道のライフラインなどに甚大な被害をもたらすなど、この震災の村民生活及び、農業・商工観光など地域経済に与える影響は図り知れない。

この震災に対応するため、本村においても直ちに災害対策本部が設置され、国、熊本県、全国の自治体、警察・消防・自衛隊、ボランティアに支援をいただきながら、全庁あげて被災者の救援、インフラ等の復旧に取り組まれているとともに、村民をはじめ、被災地域の皆さまも懸命に努力を続けられている。

将来、このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、地震への対策、豪雨による二次被害等について防災対策を見直さなければならない。

については、西原村議会としても、執行部の進める震災対策・復興対策について、議会の立場から協力し、連携して本村の復興に当たることは当然である。

よって、西原村議会は、ここに、熊本地震による被災者救済と村民生活の一日も早い復興及び災害に強いむらづくりに向け、村民各位のご理解と協力のもと、全力を傾注して取り組むことを表明するものである。

以上、決議する。

平成28年6月23日、西原村議会。

以上でございます。

議員各位におかれましては、ご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第2号、熊本地震からの復興に関する決議(案)についてを、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第21、発議第3号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則君に求めます。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

発議第3号につきましても、朗読によりご説明いたします。

発議第3号。

平成28年6月23日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、同、西口義充、賛成者、同、上野正博。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

あけていただきます。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)。

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した「平成28年熊本地震」により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も「終わりになき余震」が続いている。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら県を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

県の基金は、5月補正予算までに災害対応のための災害救助基金及び災害基金が相次いで底をつき、さらに、熊本地震復旧等予備費(第一陣)に対応した6月補正予算により、財政調整用の基金(財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金)も枯渇した。

しかも、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えない。また、市町村は県よりもさらに脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月、熊本県阿蘇郡西原村議会議長坂梨公介。

衆議院議長、大島理森様。

あと、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣に提出する予定です。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者並びに執行部に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第3号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第3号は関係機関に意見書を提出することに決定しました。

日程第22、発議第4号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則君に求めます。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 説明）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

発議第4号に関しましても、朗読によりご説明とかえさせていただきます。

発議第4号。

平成28年6月23日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、同、村上貞廣、同じく賛成者、田島敬一。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）ということでございます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

あけていただきまして、案を朗読いたします。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）。

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,600回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1、全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。

2、被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。

3、支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月、熊本県阿蘇郡西原村議会議長坂梨公介。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）大臣でございます。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入りますが、提出者並びに執行部に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰

ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第4号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(案)の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、発議第4号は関係機関に意見書を提出することに決定しました。

日程第23、発議第5号、西原村復興対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

(7番議員 林田直行君 登壇 説明)

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田です。

それでは、発議第5号について報告いたします。

発議第5号。

平成28年6月23日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、同、宮田勝則、同じく賛成者、同、山下一義。

西原村復興対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定によるものでございます。

提案理由といたしましては、平成28年4月14日、16日と震度7の地震によりまして、本村でも多くのとうとい命が失われました。また、家屋の破損被害などにより避難生活を余儀なくされている住民の方が多数おられます。村の基幹産業である農業・商工観光業にも大きな打撃を受けている状況でございます。

そのような中で、本村議会におきましても特別委員会を設置し、行政と連携を図りつつ、国や県などへの要望書の提出など必要な支援活動を行うことにより、村民生活の一日も早い安定と復旧・復興に資するものであります。

それでは、2枚目の決議文を朗読させていただきます。

西原村復興対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、西原村復興対策特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称 西原村復興対策特別委員会。

- 2、設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的 熊本地震における復興対策に対し、総合的に対処するために。
- 4、委員の定数 10名。

附則、この西原村復興対策特別委員会は、任期満了までとする。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入りますが、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第5号、西原村復興対策特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

ただいま、西原村復興対策特別委員会を設置することに決まりましたので、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、議長より指名します。

1番、坂本隆文君、2番、中西義信君、3番、村上貞廣君、4番、西口義充君、5番、上野正博君、6番、山下一義君、7番、林田直行君、8番、坂梨公介君、9番、宮田勝則君、10番、田島敬一君。

以上10名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、以上の10名が西原村復興対策特別委員に決定しました。

暫時休憩して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

（午後 2時07分）

（午後 2時17分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので報告します。

西原村復興対策特別委員会委員長に上野正博君、副委員長に坂本隆文君が決定しました。

日程第24、発議第6号、西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

(7番議員 林田直行君 登壇 説明)

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田です。

それでは、説明に移りたいと思います。

発議第6号。

平成28年6月23日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、同、宮田勝則、賛成者、同、山下一義。

西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案の理由としましては、西原村議会議員の定数を削減するため、地方自治法第91条第1項の規定により、条例を改正する必要があるためでございます。

提出の理由といたしましては、皆さんも今議会でもおわかりとは思いますが、熊本地震の多大なる地震によりまして、西原村は多大なる被害を受けております。本日の補正予算でも、1、2、3とありまして、全体で約35億円の追加予算というような形になっておりまして、西原村でも財源不足になるのではないかとということでございます。

それにおきまして、本議会も平成24年第1回定例会におきまして議員定数を削減し、定数は11人でありました。現在は1人欠員でございまして、10名で議会を運営しておりますが、議会運営に支障は来さない状況ではないかと判断しまして、11名を1名削減、議員定数を1名削減しまして10名とすることを提案いたします。

次のページをめくっていただきますと、西原村議会議員の定数条例の一部改正する条例、西原村議会議員の定数条例(平成14年西原村条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則中「11人」を「10人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、その条例による改正後の西原村議会議員の定数条例の規定は、同日以後、初めてその期日を告示される本村議会議員の一般選挙から適用する。

以上です。

○議長(坂梨公介君) ただいま、提出者より内容の説明がございました。これ

より質疑に入ります。提出者並びに執行部に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

(10番議員 田島敬一君 登壇 討論)

○10番議員(田島敬一君) 10番、田島です。

反対討論をさせていただきます。

現在、確かに1人欠員で10名でやっております。しかしながら、定数を1減らして11名を10名にするということは、その分だけ住民の声が議会あるいは村政に届きにくくなるというようなことでありまして、今、災害で大変な状況であるときだからこそ、本当に住民のところを回ってさまざまな意見を聞いて、それを政策化し、また運動、国・県などにも要求をしていくと、こういう活動こそが求められているときではないでしょうか。

本来、この4年間を振り返ってみますと、当初から議会改革をしなければならぬということで、先進的な御船町を見学したり、いろいろやってまいりました。しかし、それをまだ議会改革が本当にやれたかという点、心もとないところではないでしょうか。

御船町では本当に、議員が毎日のように出てきて、さまざまなことで議論したりやっているというようなことでございまして、また、費用弁償もなしでやっている。議会改革が進められて、本当に議員の活動が活発になりますと、費用弁償をもらおうとそれだけで回数が多くなって申しわけなくなってしまいます。

大体が、費用弁償を廃止するなど、そういったことも検討するなどしまして、それよりも住民の声が村政、村議会、あるいは国政、県政に届くような、そういった活発化した議会が必要でありまして、また選挙もありますけれども、定数を減らすとそれだけ最低当選ラインが上がってまいります、得票が。そうしますと、新人で意気込んでやろうかという人も出にくくなりますし、特に女性議員というのが誕生しにくくなるというようなことは十分に予想されることではないでしょうか。

そういったところで反対をします。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 討論)

○9番議員(宮田勝則君) 今回は賛成の立場として討論させていただきます。

今回の熊本震災における復旧・復興は、多年にわたり継続して行われるところ。執行部、議会、また住民含めて、力を合わせて西原村を最も早い

復興の自治体として全国的に広めるのが第一と考えております。

当議会が定数11に対して10名で約3年間動いてまいりました。ひとつ10名で大丈夫だろうか、一時的には不安を持ちましたけれども、各委員会、また議会運営並びに本議会等、特に支障を来すところはなかったと自負しております。

その中で、今回、定数を10名に、1名絞るということになりますと、幾分、多種多様な意見を吸収するところでは、1名いないということでマイナスになるかもしれません。しかしながら、1名、この定員を削減することにより、議員が年間使っておる一般会計の予算の中で約600万円ほど、1人の議員でかかっております。4年間にすると2,400万円でございます。

各自治体に負担を強いる割合が1割から2割というような復興の予算でございます。逆に申せば、私たちが1名減ることで、10倍の予算を使えるといった形で、復興によりよい住民生活に寄り添えるような予算をもっとふやせるのではないかと予想しております。

なお、新人議員、今度選挙がありますけれども、新人・女性議員が出にくいという状況になるかといいますと、それは回数が多い議員のほうが逆に向かい風になるんじゃないだろうか、逆に新人の方は追い風になるんじゃないかという予想もしております。

これは有権者が判断するところであって、議員、議会としての村民に対するまずは気持ちのあらわれということで、今回、6月定例会に発議として出ておりますので、各議員気持ちは一つと思います。費用弁償等の話も出ておりますけれども、やはり、今回は大きく議員報酬を1名分カットするというような大きな目的を持って、住民の皆さん方の復興、西原村のさらなる発展に向けて、議会が動き出したという思いを伝えたいと思いますので、それをもって賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第6号、西原村議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

日程第25、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本日は、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会ということで、定例会と臨時会等はまだ行われておりませんが、今回の熊本地震による被災の状況をちょっと報告しておきたいと思います。

震災、地震が起きまして約1カ月間ぐらい稼働がとまっておりました。現在は稼働しておりますけれど、約1カ月の間に関係、県内の自治体の協力を仰ぎながら運営していったところでございます。

その間、予算が当然余分に発生しておるわけでございますけれども、現在仮復旧ということで稼働しております。仮復旧の状況の概算見積もりが約1億2,000万円来ておるといところで。

なお、今後10年間、また稼働するというようなお話になると、本復旧が必要であるということでございますけれども、約3億7,000万円がかかるであろうということでもあります。

これは震災復旧ということで、私ども議会の今回提出されておりますとおり、補助金、交付税措置等がされますので、負担は非常に軽くなるというところでございますけれども、この休止期間中に他の自治体にお世話になって、運搬距離もコストも相当上がっております。その部分が約2億6,000万円というお話を聞いております。

次回の定例会で、その辺の補正関係が出てくると思いますけれども、一応これが一般財源化ということで、各自治体の負担割合によって配分されると、配分されるというか負担行為として来るということになると思われま。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですから、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

5番、上野議員。

（5番議員 上野正博君 登壇 報告）

○5番議員（上野正博君）5番議員、上野です。

阿蘇広域行政組合の被災後の状況を報告します。

阿蘇広域行政組合には、本村はし尿処理の疏水管と、介護施設の湯の里荘に加入しておりますが、今度の地震でかなりの被害がありました。

し尿処理疏水管は処理不能となりまして、一時ストップしておりました。現在は、完全な復帰ではございませんが稼働しております。一部支障があるのは、井戸水が出ないということでありまして、稼働には支障はないということです。仮の水を引っ張ってきているということでございます。

湯の里荘においては、裏山が崩れまして施設も崩壊しております。入居者

は県内の各施設に分散して入居しています。西原村からは3名で八代市に2名、大津町に1名行っておられます。本村からも2名の職員が派遣されて頑張っております。今のところ、仮事務所で10名の職員が頑張っております。

今までのところでは、恐らく復旧は困難だろうということで、まだ土石流がありますということで、とても無理だろうということでございます。県のほうに仮設の施設を申請しておりますが、まだ状況はわかりません。

ほかの施設も、特にRDFは施設の中が陥没しておりまして、かなりの費用がかかるのではないだろうかと思われまます。

以上、報告いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第26、陳情書受理番号2番についてを議題とします。

お諮りします。

受理いたしました陳情書受理番号2番については、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、産業教育常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって、産業教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定いたします。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成28年第2回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

3 番議員 村 上 貞 廣

4 番議員 西 口 義 充